

65歳以上の高齢者および高齢者と同じ世帯の方へ 特殊詐欺対策電話機等の購入費用を補助します。

○申込期間

令和8年4月1日（水）～ 令和9年2月26日（金）



この通話は、
防犯のために
録音されます

対象者

市内に居住し、住民登録がある満65才以上の方 または満65才以上の方と同じ世帯の方

補助の対象となる対象機器 ※1世帯1台限り（令和7年度補助を含む）

1年以内に、市内の販売店で購入した特殊詐欺対策機能（下記①～②のどちらか）の備わった固定電話機又は固定電話機に接続する外付け機器

- ①警告音声発信 及び . . . 電話着信時に、「通話が録音されます」など電話の相手方に通話内容録音機能 警告音声を発し、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- ②迷惑電話警告表示機能 . . . 迷惑電話を判別し、着信拒否または着信ランプ等で警告表示する機能

補助金額

購入経費（消費税及び地方消費税を除く）の1/2 （100円未満の端数切り捨て）

※補助金額の上限は、10,000円 です。

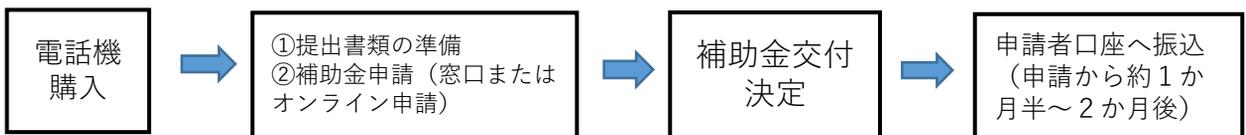
※ポイントやクーポン等で割引を受けた場合は割引後の税抜額が対象額です。

（例）税抜20,000円の電話機を500ポイント（500円相当）を利用して購入した場合
 $(20,000円 - 500円) \times 1/2 = 9,750円$ （100円未満切捨） ⇒ 補助金額 9,700円

申請に必要な書類

- ①申請書兼請求書（別記様式第1号）
- ②領収書の写し
- ③機能が確認できる書類（カタログなど）
- ④設置状況が確認できる写真
- ⑤振込希望先の金融機関口座情報の写し（※申請者本人の口座に限ります）

申請の流れ



※申請書等は、人権・市民生活課窓口、安土町総合支所1階情報公開コーナーで配布します。
市ホームページからもダウンロードできるほか、オンラインでの申請も受け付けています。

詳しくは ⇒

二次元コード



【申請・お問合せ先】

近江八幡市役所

市民部 人権・市民生活課

（市役所本庁1階）

電話：0748-36-5881

FAX：0748-36-5882



ふるさと納税寄附金活用事業 2026年4月